

田園類說辨

下

138
36
3



三

出飛入飛城の持師の事

出飛入飛城の持師の事

知事

一城の同善と云ふは此国化行の如く遠く城の

事一に遠くありて城の事と云ふは別府城の事

事一に遠くありて城の事と云ふは別府城の事

事一に遠くありて城の事と云ふは別府城の事

事一に遠くありて城の事と云ふは別府城の事

事一に遠くありて城の事と云ふは別府城の事

事一に遠くありて城の事と云ふは別府城の事



おは別神の傍にありて山に飛た又年々能極る夜に流る
はまた第一に山人の事なり

按ずるに永花は又又此の山に飛た田に受入るる
此の山に飛たを又別山に飛た田に受入るる
るに山にありて山にありて山にありて山にありて
此の山に飛たは又又此の山に飛た田に受入るる
を又別山に飛た田に受入るる
此の山に飛たは又又此の山に飛た田に受入るる
を又別山に飛た田に受入るる

苗 質田に事

田にありて永花は又又此の山に飛た田に受入るる
此の山に飛たは又又此の山に飛た田に受入るる
此の山に飛たは又又此の山に飛た田に受入るる
此の山に飛たは又又此の山に飛た田に受入るる

一 永花

此の山に飛たは又又此の山に飛た田に受入るる
此の山に飛たは又又此の山に飛た田に受入るる
此の山に飛たは又又此の山に飛た田に受入るる
此の山に飛たは又又此の山に飛た田に受入るる

物也——と云は八人とも信る田中へ年貢を奉る要あり
田中へ信じて金に利を繋ぐは利ありと云ふ事なり
うへに近きなり物也——と云

一 倭田代信金庫

是ハ由緒ありて田中を信ると云ふ金銀を信る倭田一の
文云ふ事後半に傳ひて出入り及び八廿其取ひ味より
より一町台の形を八割取ると云ふ別ありて是所内
より一町台の形を八割取ると云ふ別ありて是所内

一 寺田代

是ハ地味なる所（田中を信る）山林と云ふと云ふなり

うへに近きなり物也——と云

一 倭入

是ハ由緒ありて字に信る事あり——年貢と云ふは利
定むる事細く信る事なりと云

一 倭入

是ハ由緒ありて字に信る事あり——年貢と云ふは利
定むる事細く信る事なりと云

右田中へ信る人概の出入り及び八廿其取ひ味より
より一町台の形を八割取ると云ふ別ありて是所内
より一町台の形を八割取ると云ふ別ありて是所内

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

七五

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

因に全損多し此に倣ふ事なく行ふはしく宝蔵あり地連別解
西に中より行ふはしく宝蔵あり中より例し事なく行ふ
これに倣ふはしく宝蔵あり中より例し事なく行ふ
味中より男女老人ありとけ実、此より及ぶものと撰
此より人ありとけ日教と撰、事ありはしく一日男と女ありと各
り、事ありはしく一日男と女ありと各り、事ありはしく一日男と女ありと各
此より納、事ありはしく一日男と女ありと各り、事ありはしく一日男と女ありと各
る、人ありはしく一日男と女ありと各り、事ありはしく一日男と女ありと各
か、人ありはしく一日男と女ありと各り、事ありはしく一日男と女ありと各
今より事ありはしく一日男と女ありと各り、事ありはしく一日男と女ありと各

を玉取、有しはしく一日男と女ありと各り、事ありはしく一日男と女ありと各
お、人ありはしく一日男と女ありと各り、事ありはしく一日男と女ありと各

①

國郡境川附別表此種物多し事

山境地境種物當時出入交易を極く大端とし
是より云々奸民多し、場所並目と引違ふ事
亦多し、其年と略して、此等而性、困窮多し
是よりし、此等而性、困窮多し

一地方同者云々ある由、院郡境と川ハ川、中央を
境とす、其後、山界、切水、流、水、流、と境、おき、古、流、
按、出、る、由、郡、境、川、分、奇、此、事、の、例、ハ、月、月、と、の、由、定、
る、由、由、院、境、又、ハ、水、流、あ、り、以、味、と、り、其、人、々、水、流、未、
し、由、定、有、又、山、山、山、拉、化、性、其、云、院、境、境、

其由於此除とて村并に記せしむる所は
 其村に於て此記せしむる所は
 山林茂く其山は其村に於て其
 とて其村に於て其村に於て其
 山とて其村に於て其村に於て其

一川順路多茅市級村院川瀬大水向村交川因附
前古村多市社地東池江東多付寺地濱江和
成乃根分村多市地東多付寺地成地多
室法乃多市多市地東多付寺地成地多
地江多市多市地東多付寺地成地多

白く鬼に波をうたふ。此の地も千の川に流れ去る。水もやみ。
と云ふ。遠くは千の川に流れ去る。水もやみ。と云ふ。
遠くは千の川に流れ去る。水もやみ。と云ふ。

[illegible]

一 稀陽地系山林地入る。地帯に引連し地元の事。
 地元の山中集員ある事。又八条賣出する事。又八条
 古例の事。中へ引連し先代文院校の事。
 地元の地元の事。又八条賣出する事。又八条
 一 百姓の山林地帯の事。新地帯の事。又八条賣出する事。
 古来の山林地帯の事。又八条賣出する事。又八条
 地帯の事。又八条賣出する事。又八条
 一 地元の山林地帯の事。新地帯の事。又八条賣出する事。
 古来の山林地帯の事。又八条賣出する事。又八条
 地帯の事。又八条賣出する事。又八条

共

百と四地

一 地元の山林地帯の事。新地帯の事。又八条賣出する事。
 古来の山林地帯の事。又八条賣出する事。又八条
 地帯の事。又八条賣出する事。又八条
 一 地元の山林地帯の事。新地帯の事。又八条賣出する事。
 古来の山林地帯の事。又八条賣出する事。又八条
 地帯の事。又八条賣出する事。又八条

一 地元の山林地帯の事。新地帯の事。又八条賣出する事。
 古来の山林地帯の事。又八条賣出する事。又八条
 地帯の事。又八条賣出する事。又八条

法自玄海の若くは田代お九のうへ者へ取越せしむるなり

一 東近石性本貢納需の連田代をとりて中々ハ多ク清く東近石
此何れ納ふ。新成しそよ田代ともいふ。田代ハ高きところハ清く
熱飛中身又ハ小飛といふ。それハ運くと東近下納る。此
中後ハ地多し。田代を五丁ハ取らふて五丁ハ取らふ。

一或覺事者云額所安之石性田代又云之石有之其六前之
 此酒也中一之山物定之信之來古以能傳身心乃遠之來貴
 日米也心之石是之年貢之系ハ妙了以能法之角分出目并亦納
 以分海軍等之役金銀名之遊て而收在江内軍入據張電
 頭至大日本貢改弟是、二年并入張領之如く據後

下中より他は前同なり。右中より他は
 下中より他は前同なり。右中より他は
 下中より他は前同なり。右中より他は
 下中より他は前同なり。右中より他は

物と量とをさしあひしとすなりしとす。量る所ハ種を
 外とみゆるをよ種と種とをさしあひしとす。量る
 外ハ種と外とをさしあひしとす。種と外とをさしあひしとす。

梅子古文在句下

[illegible]

米五升
ト云モ
ノ或書
ニハ粟
五升ト
アリ

云ハ夫役ナリ調ト云ハ家役ナリユノニツハ布帛ヲ
イタス何モ唐ノ法ノコトクニシテ損益アリ

租ノ一令ニ云段租稻二束二把町租稻二十束義解ニ
云田賦爲租也又云段地獲稻五十束束稻畚得米五升
也即於町者須得五百束也トコノツモリニテハ田地
三百六十坪一段ノトコロヨリ米ノイツル一五十束
其内ヲ二束二把ヲ年貢ニ上ルナリ一町ノ場又準ス
是ヲ米ニスルトキハ稻一束ヲ畚テ米五升ヲ得一段
五十束ニテハ二石五斗也其内ヲ一斗一升年貢ニハ
カル所ノ上ニハ二十五石ノ内一石一斗取ルナリ然

レハ二十五分ノ一ノ税ニテ少オモシ

唐ノ時ニハ下男一人ニ田一頃ヲワタシテ粟二斛
稻一斛ヲ出ス是ニ准シテ輕重アリ

文武天皇慶雲三年九月丙辰遣使七道治定田租法所
十束及點役下右ハ續日本紀ニ見ヘタリ拾苾ニソノ
時勅書ノ畧ヲ舉テ云宜段別充租稻一束五把ト同シ
ギ一ナリ然レハ大寶ノ時令ヲ撰ハルハニハ一町ニ
一斛一斗ヲ出ス所ヨリ此時減少シキ七斗五升ニ定
テ取ラルト見エタリ拾苾ニ段別ニ充租トアレハ
ニシテ取ヤウニキユユレハ續記ノ通ニテハ令ノサ

タノヨリ減少シテ取₁ナリ然レハ三十三ニテ一₁
取ルヨリモカロ₁所ノ租五百束ノ内₁十五束取時
ハ三十三ニテ一₁タ五束アルナリ

弘仁ノ式上田一段地子十束中田一段八束下田一段
六束下₁田一段三束拾₁苡ニ云租地子雖₁出₁一₁僞格式
之時租者數少地子ハ數多シト云云地子ハ租ト各別
本朝之古法天下ノ百姓歳二十一ヨリ六十ニテ之内
ヲ正丁トシ其間四十年ハサタマリテ一年ニ丈役十
日使ト立タルモノナリ何₁ニテモ其身ヲ丈役ニ使
トキハ其通りモ₁丈役ニ使ハ₁非ル時ハ其代ニ布₁

取是₁庸布ト云一人前ニ一日二尺六寸ト立十日ニ
テ₁丈六尺一端ト取₁也又十日正役ノ外加役三十
日ニミツル時ハ租並ニ調トモニコレヲユルス但加
役三十日ニミタ₁非₁一人前ノ租調ヲ三十日ニワ
ケ其一分ヲ一日トシテ加役ノ日數ヲ算用シテコレ
ヲユルス上ニ所謂折免是ナリ_{ユノ折ノ字ニ又折俸}
惣別正役加役ニ通シテ一人手前一年ノ内ニ丈役四
十日ニスキス又丁ハ二人合セテ正丁一人ノ役₁ス
ル₁ナリ次丁ト云ハ老人六十以上ノ者又ハ病人ナ
トヲ云令ニ云凡₁老殘並₁爲₁次₁ト是ナリ

唐ノ時ニハ征役歳ニ二十日閑歳ニハ二日ヲ加ヘ
庸布日ニ三尺加役ニ通シテ五十日ト定メ十五日

ニテ租ヲユルニ三十日ニテ租調トモニユルス

本朝ノ法是ニヨリテ損益簡シテ寛シ既ニ上ニ詳ナリ

文武天皇慶雲三年十二月庚寅詔制下七條ノ一其五

曰准令正丁歳役庸布二丈六尺當欲輕歳役ノ庸息人

民ノ乏並宜減半當當作當此時ニ二丈六尺ノ庸ヲユルニ

テ半分ニセラルト見エタリ日數ノ一ハ令ニカハ

ル一ハ十キナルベシ調ノ一令ニ云凡調緒絶絲布並

随郷土所出正丁一人緒絶八尺五寸六丁成匹長五丈

一尺廣二尺二寸義濃絶六尺五寸八丁成匹長五丈二

尺廣同緒絶絲八兩綿一斤布二丈六尺並二丁成約凡

端長五丈二尺廣二尺四寸其望陀布四丁成端長五

丈二尺廣尺八寸

右ノハケハ本朝ノ古法天下之百姓二十一ヨリ六十

近正丁ノ分ニハ年貢庸役ノ外ニ絹ワタイト等所々

ノ出產ノ品ニヨリテ取コトナリ是ヲ調ト云緒十ケ

レハ絶一人前ニハ尺五寸ツ、イタシテ六人ニテ一

匹ヲ成就ス五丈一尺ナリ美濃絶ハ六人ニテ五丈二

尺一匹ヲ成シ絲十レハ一人前八兩二丁ニテ十六丁

一約ヲ成綿十レハ一人前一斤ニテ二丁ニテ二斤一

他ヲ成ス布ナレハ一人前ニ丈六尺ニテ二丁ニテ五
丈二尺一端ヲナス又次丁ハ二人ニテ正丁一人ニ准
ス中男ハ四人ニテ正丁一人ニ准ス中男ト云ハ十六
ヨリ二十ニテノモノナリコノ外ニ又雜物ト云モノ
アリテ鉄鹽鑊堅魚紫菜海藻等ノ類正丁一人ヨリ出
ス品アリ又調ノ副物ト云テ紫苗木綿漆黃蓮等ヲ出
ス品々アリ是ヲ合セテ凡ニ調ト云其品目ノ詳ナル
コトハ令ニ具ナリコノニアラハサス

スヘテ調庸ノモノハ毎年八月中旬ニソノ所ヘヨリ
起輸シテ返國ハ十月晦日中國ハ十一月廿日遠國ヘ

十二月廿日ニテニ大藏省ヘオサムルナリタニ調

糸ハ百姓ノ手前ヨリハ蚕事ヲハリテ即輸シ七月ヲ
待タス七月廿日以前者又ヲサムルナリ

調ノ事ハ前ニ論スル家別ノ結年貢ナリ故ニコレヲ

戸調ト云リ然レ氏ヲシナベ家別ニイタスニアラス

戸ニ課戸不課戸ト云テアリテ正丁以上課戸アルヲ

課戸トシナキヲ不課戸トスニカレハ調ハ課戸斗出

ストニヘタリ令ニ云戸内自課戸爲課戸無課戸爲不

課戸義解云不課戸謂皇親及八位以上男歳十六以下

并蔭子者廢疾妻妾家人奴婢唐令ノ文本朝全ク同

[illegible][illegible]

田を耕すもの奴隷あり。耕す田のありはあり
ふゆふゆれたのきいふふゆゆと云ふものふゆゆと云ふ
ふゆゆと云ふものふゆゆと云ふものふゆゆと云ふもの
奴隷を井田より奴隷のふゆゆと云ふものふゆゆと云ふ
ものふゆゆと云ふものふゆゆと云ふものふゆゆと云ふもの

又と封人のふゆゆと云ふものふゆゆと云ふものふゆゆと云ふもの
をふゆゆと云ふものふゆゆと云ふものふゆゆと云ふもの
ふゆゆと云ふものふゆゆと云ふものふゆゆと云ふもの
ふゆゆと云ふものふゆゆと云ふものふゆゆと云ふもの
ふゆゆと云ふものふゆゆと云ふものふゆゆと云ふもの
ふゆゆと云ふものふゆゆと云ふものふゆゆと云ふもの

田二倍ふゆゆと云ふものふゆゆと云ふものふゆゆと云ふもの
ふゆゆと云ふものふゆゆと云ふものふゆゆと云ふもの
ふゆゆと云ふものふゆゆと云ふものふゆゆと云ふもの
ふゆゆと云ふものふゆゆと云ふものふゆゆと云ふもの
ふゆゆと云ふものふゆゆと云ふものふゆゆと云ふもの
ふゆゆと云ふものふゆゆと云ふものふゆゆと云ふもの

又古記とてこのふゆゆと云ふものふゆゆと云ふもの
ふゆゆと云ふものふゆゆと云ふものふゆゆと云ふもの
ふゆゆと云ふものふゆゆと云ふものふゆゆと云ふもの
ふゆゆと云ふものふゆゆと云ふものふゆゆと云ふもの
ふゆゆと云ふものふゆゆと云ふものふゆゆと云ふもの
ふゆゆと云ふものふゆゆと云ふものふゆゆと云ふもの

一 鈴録ニ云中古ヨリ兵農ハカシ地頭四分百姓六分ニ
租税ヲ取然レ其地頭四分ノ内一分ハ朝家ノ租税
ニシテ此内ニテ国司ノ録其外国用ヲ足ス

[illegible]

割をうとせしむるは、
尚ほ以て高世にまゐりて
令ふともたき者も生れぬ
地分四つありて、下と地頭
各一石、上と地頭各二石
一將軍家譜豊臣家譜云文祿四年又下九條法制、
戸諸人其三曰天下賦稅三分二者地頭取之、
三分一者耕民可自取之。復莫使田畝就荒蕪也。

安明曰
地頭三
分之二
取之百

姓三分
之三分
之三分
意か
三分
ハ種肥
飯料ニ
足ラサ
ルモノ
ナリ
ルニ
閑檢地
ト云モ
ノ今在
在ニ
見ル
見ル

と都さしものろ

一 反歩ノ屋鋪地ニ二反歩モアルハ拾地ノ時臺所ノ繩近サ間敷トシ丈救方ハ救免アル云フ如キ工ルキ檢一

地十ル
故ニ百
姓三分
一取リ
テモ田
畑ノ相
續ナリ
シニヤ
未タ其
審ナル
ヲヲ知
ラス又
或書ニ
ハ地頭
三分之
一百姓
三分之
二トモ
見入タ
リ孰シ

厚味を食ふ古法に照して思ふ所を文に記し定むる事
 後古に在る方根を以て之を判る所と爲す
 之方々を明かにし又之を以て之を判る所と爲す
 天下に而して之を以て之を判る所と爲す
 法を以て之を判る所と爲す
 物事を以て之を判る所と爲す
 大方を以て之を判る所と爲す
 法を以て之を判る所と爲す

梅雪堂。思方。而。在。東。か。し。清。と。子。の。中。に。く。云。世。之。云。
 西。と。云。く。六。界。を。と。云。空。か。ん。所。で。う。う。凡。文。像。本。

是十儿
ヤ可考

安明曰
 今御藏
 米渡ノ
 俵八
 三斗五
 外ニ
 テ百石
 高ノ人
 ハ百俵
 取ル故
 ニ三ツ
 五分ノ
 物成ニ
 アタル
 ナリ又
 地方取

中地既空而性客一以法合有至以分一七歷之諸玉石

ふとぬきし
あまのさへ年貢に納付成時ハ又今元と云はれ
し説ありしを柳りゆく思ひて之より及ばず病なり客に

酒、高くと云半は差外を満く、國は打まゝ限を之

うへに物と付し並に各々

又ハ本年平納シテ又云方々トシ
梅ハハハ恰郎ニ渡雲

云加字一後在國未字中在合納之義國方門之第九

中江氏の書

地作中人物を素直に紙に書し中田八幡と云ふ

内公烟ハ馬難殺肚葉ホを江リム反ビホクと油多ハ

人ハ大
物成ニ
アタス
十リ然
ルキハ
地方取
ハ多ク
シテ御
藏前取
ハ少シ
然レモ
地方ニ
ハ水旱
損アリ
テ大ヒ
ニ裁ス
ルヲ御
前取ハ

有如後公儀うし給式と賣ゆ身細方ふ事九人全納うし
 中ふ上ふ八細方う事九人全納うし一八全納法
 うし上ふと由く平均は六大方四万文二細方文五種者
 積ふふふに年竟る各一合納の安東は日細方全納の後
 公實ハ其ハ細方多々田方少くは民俘兵甲要出相英
 品と入して大方田細當分らて有とい安東も方細方永九
 下虎と後と申す有て申はと代ハ田中と細方ハ本貢
 ふふや古貢うふが沙る隨改出建後出お進奉と細方ハ
 正奉貢と云ふ不進奉貢事納と代と人少る田方也
 料化と改一細ハ難穀地集ふと少く倍了後世仕ふ系

水旱ノ
ウレイ
十ク定
取ナリ
爰ヲ以
テ見ル
井ハ四
ツ物成
ナレモ
ノモハ
ク年モ
一度水
旱損ニ
逢テ皆
無ナル
井ハ三
ツ五分
物成ニ
當ルナ
リ故ニ

古之時度と烟ハ少ク方々山付江年貢より中古米烟
 主殿之難穀を不該此はじい煙方年貢ハ金納云
 江古ハ米穀下止ハ山江米穀積リ下止止年貢米販
 積ル煙方水九下止ハ山江米穀積リ下止止年貢米販
 煙方水九下止ハ山江米穀積リ下止止年貢米販
 米九下止ハ山江米穀積リ下止止年貢米販
 米九下止ハ山江米穀積リ下止止年貢米販

梅よりよとふハ大方田方ニ二相方ニシテ東ノ法方田福
もどと云從と方ハ一ニ張田算ルハ相方永九と云然キ
未久費いのには始りともあり也古来如此に從何之ナ

又云相方一車と云ふ所、因言曰くも亦此字を以て
定法と相言つるも毛色をも得た友知るとも是れ也
是れ定法とて極法より後にして新業なり其意は
近道地境に村ありんか細き友なる永何故に其意なり
弟九とてその書寫に極むる處に同ずと云ふこと其意は
梅とては四方の鹿と坪折と候はるれば世俗のやうな聲
へは攝はるゝ数へからぬあれは先農先圃こそある要
也ハ平日を中とあれば好むべし

年終
三

平均値と云ふ田舎物に倣ふ女房と一記して平均値と
云ふ成りとも根元と云ふ西法へと云ふ根と云ふと根
と動もの二ふたは根と云ふと云ふと云ふと云ふと
割ると云ふ人毛の皮と云ふ一口平均値と云ふ

[illegible]

有種を後より入候へ上四より成金毛に成金毛なる
し由に成金毛と成金毛を成金毛と成金毛と成金毛と
成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と

成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と
成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と
成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と

成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と
成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と
成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と

一切の成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と
成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と
成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と

成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と
成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と
成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と成金毛と

此の巻を讀む事ありしを御記したる處ありけり
此の巻の事ありしを御記したる處ありけり
十八の事ありしを御記したる處ありけり
いふの事ありしを御記したる處ありけり
御記したる處ありしを御記したる處ありけり

右の巻の事ありしを御記したる處ありけり

田園類記 神終



